

租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

一 消費税率の引下げ等

当分の間、消費税の税率を「百分の四」から「百分の二」に引き下げること等とする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成十一年四月一日から施行すること。
- 2 その他所要の経過措置を設けること。